

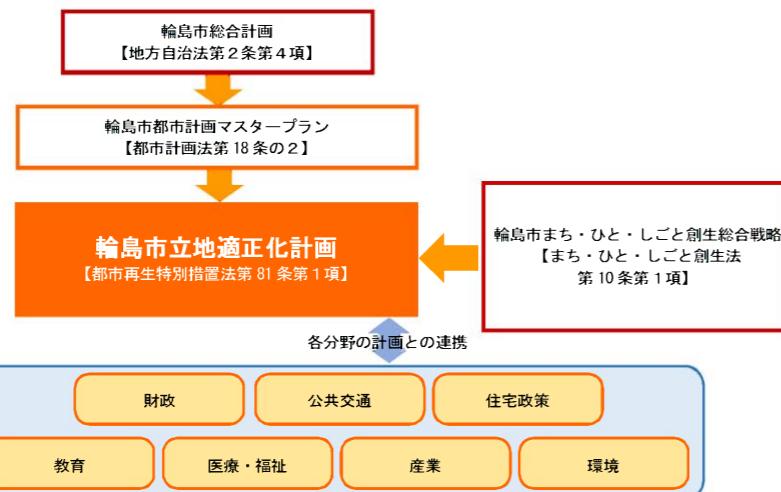
# 輪島市立地適正化計画【概要版】

## ■ 策定の目的

輪島市の人口は減少傾向が続いている、昭和60年から平成27年までの30年間で約6割になっています。少子高齢化が進行する一方で、まちなかには空家が増加するなど空洞化が進み、都市の活力低下が懸念されています。

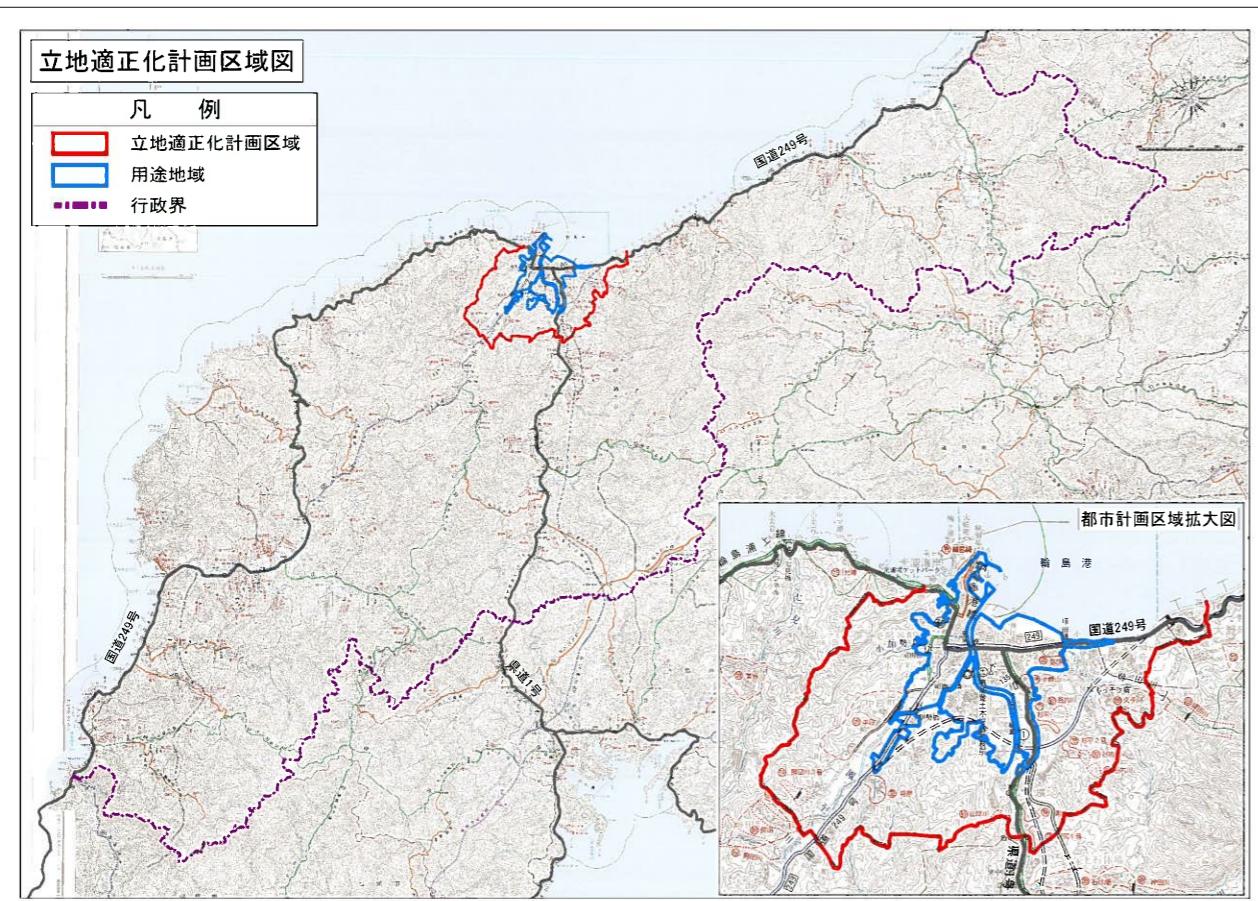
こうした背景を踏まえ、公共交通ネットワークによる利便性を確保するとともに、都市機能を集約化し、既成市街地の人口密度を保つことで持続可能な都市の形成実現を目指すため、「立地適正化計画」を策定するものです。

## ■ 計画の位置づけ



■ 計画期間：2035年（平成47年）

■ 計画対象区域：都市計画区域全体（1,372.7ha）を立地適正化計画区域とします



## ■ 輪島市の現状

- 本市の人口は減少傾向にあり、平成27年で27,205人と30年間で約6割に減少。
- 本市の都市計画区域は行政区域の約3%、用途地域は約1%となっており、コンパクトな市街地エリアに人口の約半数近くが居住。
- 近年は用途地域内（中心市街地）の人口減少により、空洞化が進行。

表. 輪島市の面積と人口（平成22年国勢調査）

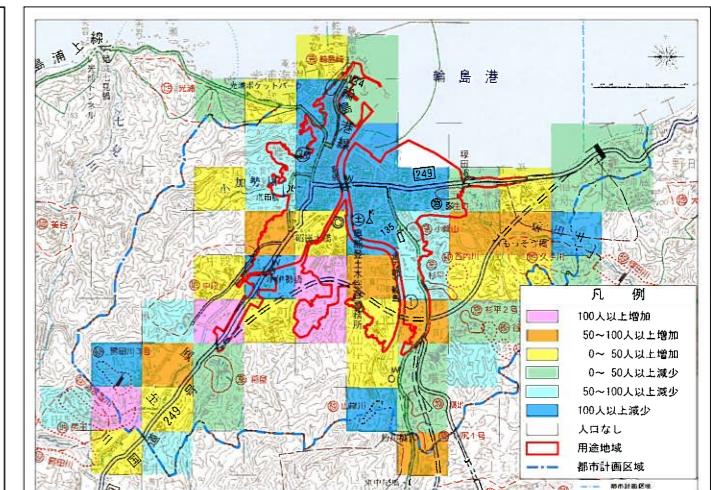
	行政区域	都市計画区域	用途地域
面積	42,629ha	1,377ha	334ha
面積（構成比）	100.0%	3.2%	0.8%
人口	29,858人	14,174人	11,950人
人口（構成比）	100.0%	47.5%	40.0%

図. 輪島市の総人口の推移



資料) 国勢調査、平成27年は速報値

図. メッシュ人口の推移 (平成12年⇒平成22年)



資料) 國土数值情報公表データ

## ■ まちづくり上の課題

課題Ⅰ. コンパクトな市街地構造を踏まえたまちづくり

課題Ⅱ. 成熟社会に対応した安全・安心なまちづくり

課題Ⅲ. 定住人口を確保するための暮らしやすいまちづくり

課題Ⅳ. 賑わいと交流を生み出す魅力あるまちづくり

課題Ⅴ. 市内の公共交通ネットワークが整ったまちづくり

## ■ 持続可能なまちづくりの方針

本市は、古くから港を中心とした範囲に人口の約4割が集積するコンパクトな市街地から形成されています。このことから、従来より広大な市域に対してコンパクト構造であるといえ、このコンパクトな都市部に住宅と様々な都市機能が集約されてきました。

平成27年10月に策定された“輪島市まち・ひと・しごと創生総合戦略”では、市民の住む希望をかなえ、人の交流を生み出し、時代に合った地域をつくり、豊富な輪島ブランドを活かした暮らし続けられるまちを実現し、地域資源を効果的に活用した魅力的な地域社会を実現することを目標として掲げています。

この実現に向けて、都市部の中心拠点と山間部の地域拠点の交流を支える公共交通ネットワークの構築により、都市部と山間部を共存させ、輪島市特有の拠点的な都市構造を維持しながら地域の持続可能性と自立を支えるまちづくりを推進するものとします。

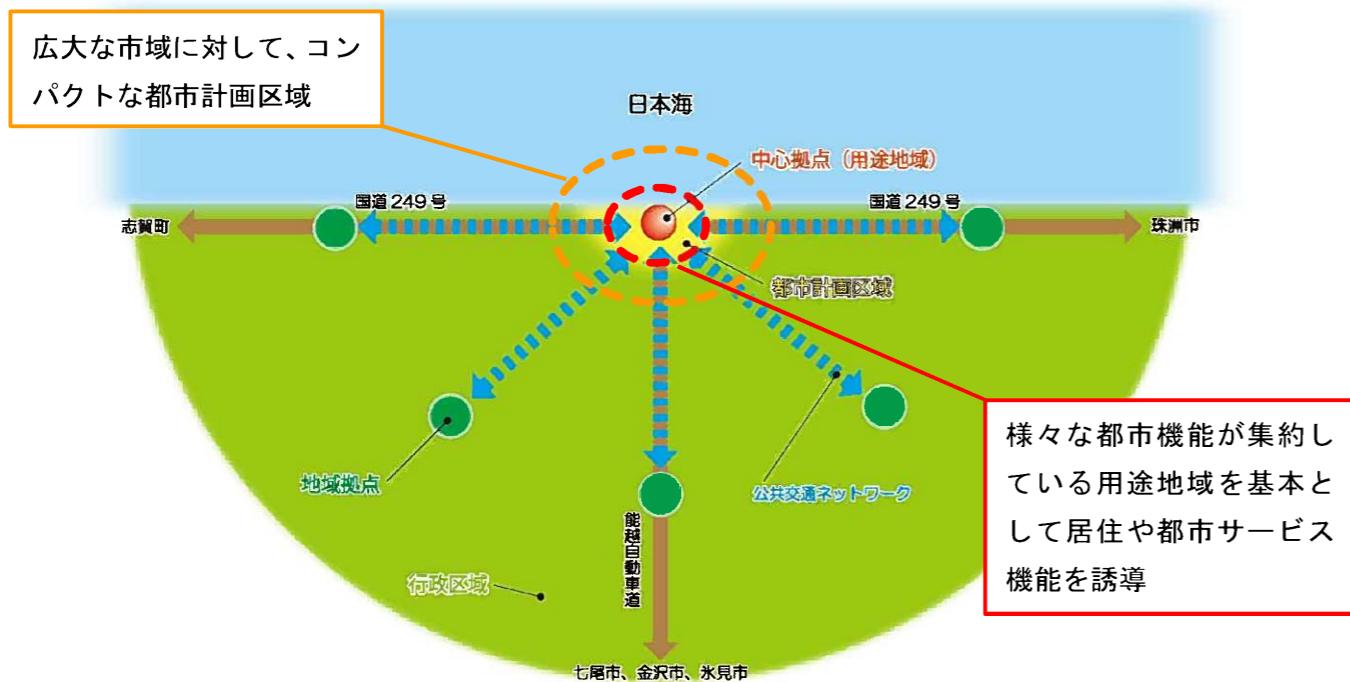
## ■ 立地適正化の基本方針

本市の都市計画区域はコンパクトで、丘陵地などを除く平野部はほとんど公共交通ネットワークの利用圏域にカバーされています。また、都市計画区域内の平野部における住宅エリアのほとんどが用途地域に集約されており、様々な都市施設も用途地域に立地しています。しかし、限られた土地に多くの住宅地が形成されてきた背景もあり、病院や学校など大規模な敷地を必要とする公共施設はまちなかに用地を確保することができず、用途地域内における市街地外縁部に整備されてきました。

そこで、本市では用途地域を中心としたエリアを中心拠点として位置づけ、市街地及び外縁部に都市施設を集約するとともに、市街地へ居住誘導を図り、現在の人口密度レベルをできるかぎり維持し、ひいては現行の都市サービス水準を維持していくものとします。

こうした中心拠点における利便性を確保するため、現在の都市計画区域内の公共交通ネットワークを維持していくとともに、全ての市民が都市的サービスを享受できるよう、中心拠点と都市計画区域外の地域拠点を結ぶアクセス基盤を維持していくものとします。

図 輪島市立地適正化に向けた都市構造概念図

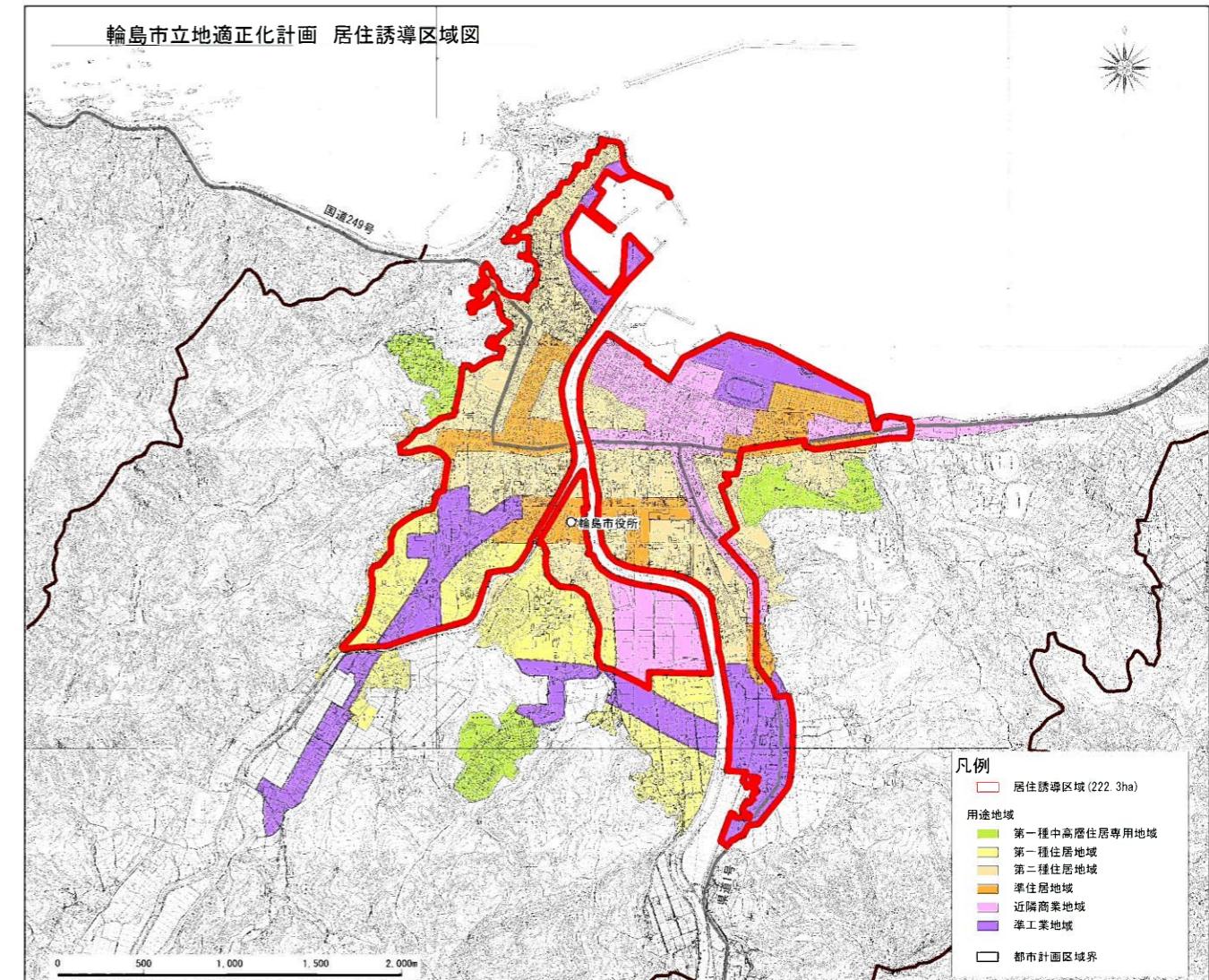


## ■ 居住誘導区域の設定

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導する区域として設定するものです。

本市では、以下の考え方に基づいて居住誘導区域を設定します。

- 災害の危険性がある、「土砂災害特別警戒区域」、「地すべり防止区域」は居住誘導区域から除外
- 用途地域内で、公共交通（バス）利用圏域（バス停より半径500mとして設定）に含まれる公共交通の利便性が高い地域
- 居住の誘導に必要な医療・福祉・教育・商業等の各種施設の利便性が確保されている国道249号バイパス以北のエリア



居住誘導区域面積

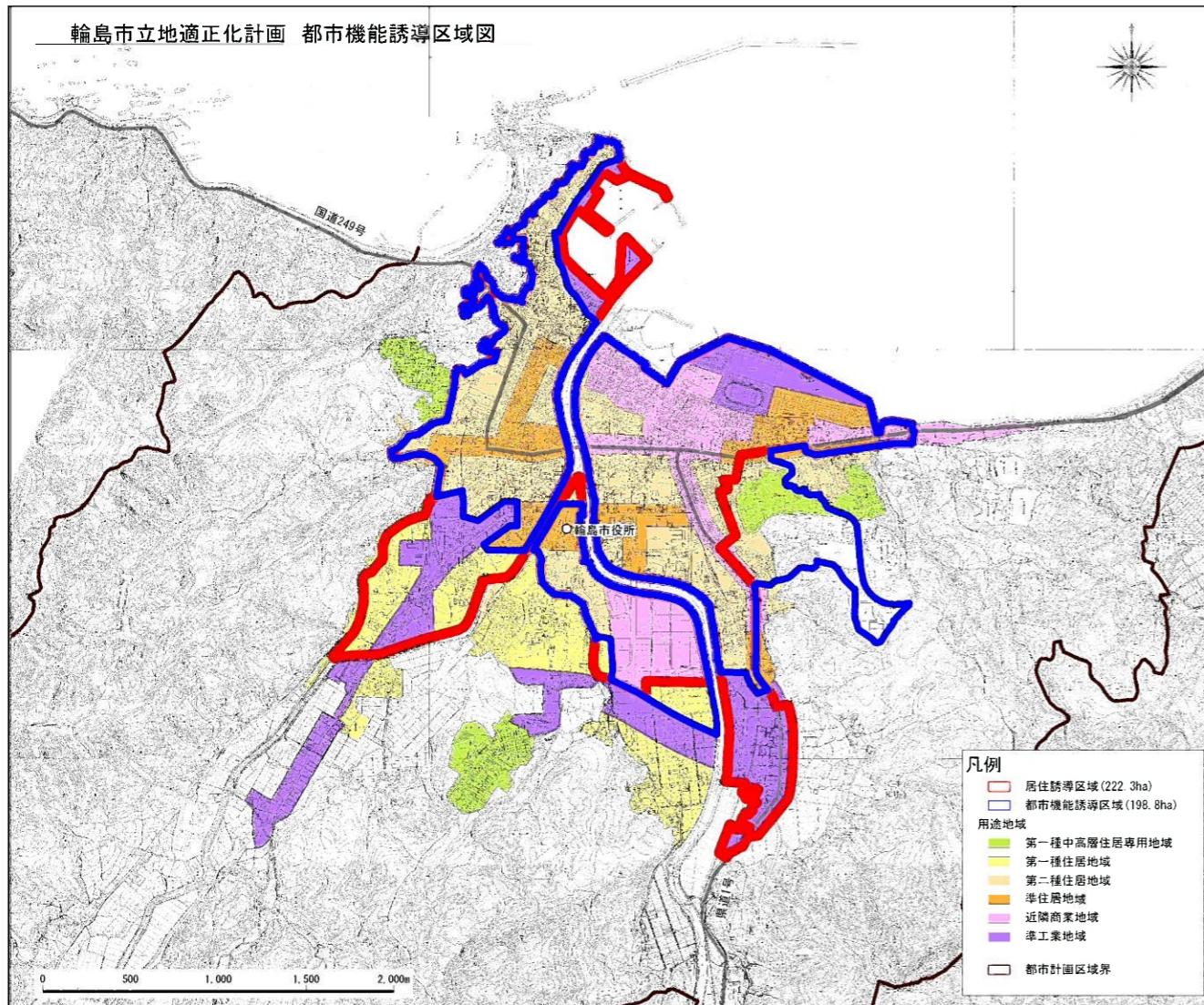
約 222.3ha

## ■ 都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を誘導し集約化することにより、これら各種サービスの効率的な提供を図るために、中心拠点に都市機能を誘導する区域として設定するものです。

本市では、以下の考え方に基づいて居住誘導区域を設定します。

- 居住誘導区域内を基本とし、かつ特別用途地区指定区域
- マリンタウン
- 居住誘導区域外において、市街地での居住に必要な公共施設や市内外からの利用が想定される重要な医療拠点が含まれるエリア（輪島市立中学校周辺及び輪島市民病院周辺）



都市機能誘導区域面積  
約 198.8ha

## ■ 誘導施設の設定

誘導施設は、都市機能誘導区域内に立地を誘導し、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために設定するものです。

本市では、以下の考え方に基づいて誘導施設を設定します。

- 居住誘導区域の生活の利便性や都市の魅力を高める施設
- 若年層をまちなかに呼び込むとともに、進行する高齢化率に対応し、交通の利便性と医療・福祉の充実した安全・安心な環境を確保するために必要な施設

### □ 誘導施設一覧

誘導施設	施設名	根拠法
医療施設	病院	医療法第1条の5
	診療所	
児童福祉施設	保育所	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第5項
	認定こども園	
高齢者福祉施設	児童厚生施設	児童福祉法第40条
	通所介護事業所	介護保険法第8条
	養護老人ホーム	老人福祉法第5条
	特別養護老人ホーム	
	老人福祉センター	
障害者福祉施設	老人介護支援センター	老人福祉法第5条
	障害者通所支援施設	
	障害福祉サービス施設	
教育文化施設	相談支援施設	障害者総合支援法第77条
	小学校、中学校、高等学校	学校教育法第1条
	図書館	図書館法第2条
行政施設	博物館・博物館相当施設	博物館法第2条第1項、第29条
	市庁舎	地方自治法第155条
商業施設	食料・日用品店舗	—

## ■ 居住誘導のための施策

まちなかへの居住誘導を緩やかに進めていく上では、住宅取得に向けた支援制度が必要です。特にまちなかには、空き家などの既存ストックが数多く存在しており、これらの有効活用を促進するために、以下のような各種施策の取り組み強化や新制度の導入検討を行い、居住誘導区域の人口密度の維持を図ります。

- ◎既存ストックの活用
- ◎公共交通利便性の向上
- ◎安心して生活できる居住環境の形成
- ◎防災対策の強化

## ■ 都市機能誘導のための施策

都市再構築戦略事業や都市機能立地支援事業により、都市機能の増進を図り、誘導施設として位置づけた各種都市サービスの向上を行います

- ◎都市再構築戦略事業の実施
- ◎都市機能立地支援事業の実施

## ■ 公共交通ネットワークの方針

本市では、平成27年に「輪島市新交通ネットワーク計画」を策定しており、この計画に基づき、次代に引き継ぐ、持続可能な公共交通システムの構築を目指します。

～基本理念～

みんなで『つなぐ』、公共交通の輪

基本方針1：サービス水準向上とローコスト運行への転換

基本方針2：持続可能な公共交通への転換

基本目標1：公共交通の利便性向上と持続可能な公共交通ネットワークの構築

基本目標2：交通空白地域の解消

基本目標3：人にも環境にもやさしい交通体系の整備

## ■ 建築等の届出

居住誘導区域は、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスや公共交通サービス等が持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域です。また、都市機能誘導区域は療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心部に誘導し集約することで、各種サービスの効率的な提供を図ることが可能となる区域です。

このため、それぞれの誘導区域外において建築等が行われる際にその状況を把握するため、届出の対象となる区域を設定します。

### ◎居住誘導区域外において届出が必要となる行為

- ◆3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
  - ◆1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000m<sup>2</sup>以上のもの
  - ◆3戸以上の住宅を新築しようとする建築等行為
  - ◆建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合
- ◎都市機能誘導区域外において届出が必要となる行為
- ◆誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
  - ◆誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
  - ◆建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

## ■ 目標値の設定

本計画に掲げる施策・誘導方針に期待される効果として、①公共交通の利便性向上、②市街地における居住者の増加が想定されることから、本計画の進捗を管理するための目標値を以下のように設定します。

### □ 本計画の目標値

項目	単位	基準値 (H27)	目標値 (H47)
居住誘導区域内の人口密度*	人/ha	35.1	22.7
公共交通利用者の1便当たり乗客数の増加率	%	—	5.0

\*将来の人口密度は国立社会保障・人口問題研究所の推計値を基に設定したもの。

## ■ 計画の評価

本計画の評価にあたっては、5年後にモニタリングを実施して直接進捗状況を確認するとともに、計画の評価等を実施します。

また、各施策については、PDCAサイクルの考え方に基づき、時代の潮流や様々な状況変化に対応しながら、長期的な計画の運用・管理を行います。